

第 2 期津市子ども・子育て支援事業計画について

令和元年 7 月 2 日

津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



第2期津市子ども・子育て支援事業計画の作成に向けて

平成24年8月、子ども・子育て支援関連3法が制定され、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援の総合的・計画的な推進を図ることとなりました。

津市では、「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、推進すべき取組や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を記載した「津市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

5年を1期としたこの計画は、令和元年度（平成31年度）が計画期間の終期のため、令和2年度を始期とする第2期津市子ども・子育て支援事業計画を改めて作成する必要があります。

そこで、平成31年1月には、津市の子どもやその保護者が置かれた環境や、就学前施設及び子育て支援事業の利用意向を把握するため、市内の小学生以下の児童を持つ保護者（世帯）を対象として、ニーズ調査を実施しました。

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他尾の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

第1期津市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

❖ 第1期津市子ども・子育て支援事業計画の構成

参考資料1、参考資料2

❖ 現状分析（第2章 P3～）

住民基本台帳、国勢調査、人口動態統計等を基に人口の動向及び推計を行いました。

また、小学生以下の児童を持つ保護者（世帯）を対象にアンケート調査を実施し、津市の子どもや子育て家庭の概況について分析を行いました。

❖ 次世代育成支援行動計画の評価（第2章5 P36～）

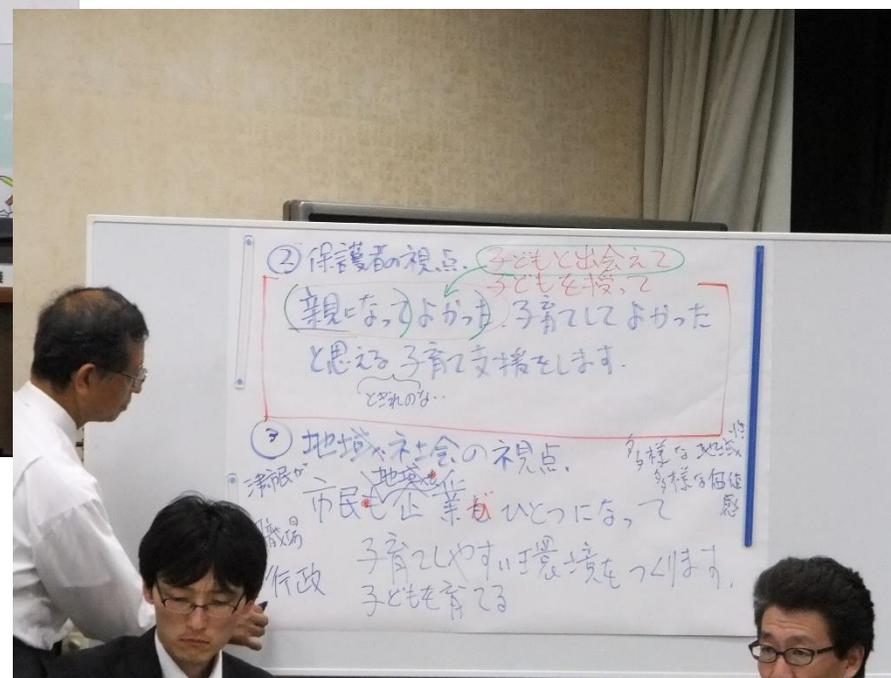
津市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定された津市次世代育成支援行動計画を継承していることから、策定に当たって分析及び評価を行いました。

❖ 基本理念と基本目標（第3章 P42～）

市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画期間における市の子ども・子育て支援施策の方向性を定めるものであることから、第1期津市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援施策全般に渡って反映すべき基本的な方向性を明確にするため、津市子ども・子育て会議において委員にご協議いただき、基本理念とその理念を実現するための基本目標を設定しました。また、基本目標は、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点を踏まえたものとししました。

第2期津市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、第1期計画策定時に設定した基本理念及び基本目標をベースに、次期計画における修正または改正の必要性も含め協議いただきたいと思います。

前回の子育て会議における協議の様子



❖ 子ども・子育て支援の基本目標と推進施策（第4章 P48～）

設定した基本目標を達成するための推進施策と取組事業、事業を推進する主体を示しました。

第2期津市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、基本目標別に施策及び事業の達成度について評価を行います。

[評価方法]

事業主体が、取組事業別に、計画期間5年間（平成27年度～平成31年度）を通じた達成度について自己評価を行います。（平成31年度の評価については、評価時点における年度末までの達成見通しを基に行う）

得られた評価結果については、4つの基本目標別に集計した後、津市子ども・子育て会議において協議いただき、頂いた意見をもとにさらに見直しと修正を行います。

❖ 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容（第5章 P65～）

アンケート調査を基にして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出と提供体制の確保の方策を示しました。

第2期津市子ども・子育て支援事業計画についても同様に行います。（【資料2】参照）

また、第1期の量の見込みと提供体制の確保の方策について、実績を踏まえた評価・分析を行います。その際、地域子ども・子育て支援事業については、事業に関わる支援者や支援団体においても評価を行っていただき、その結果を併せた評価・分析とするほか、いただいたご意見を次期計画期間における事業のあり方や数値目標設定に反映します。

❖ 今後のスケジュール

年月	子育て会議	事務局	国・県
令和元年7月	基本理念・骨子	量の見込みの算出 前期計画の評価	改正基本指針公布
令和元年8月	基本理念、前期計画の評 価、量の見込みの確認	前期計画の評価見直し	
令和元年9月		計画素案作成	
令和元年10月	計画素案確認	計画素案修正	
令和元年11月		市議会で協議	
令和元年12月		パブリックコメント募集 計画修正	
令和2年1月	計画修正案確認	計画修正	
令和2年2月			量の見込み・確保方策の 調査、検討
令和2年3月	最終案確認	策定	

子ども・子育て支援の意義のポイント（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）

一人一人の子どもが健やかに成長
することができる社会の実現



- 子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化 -
 - ◆核家族化の進展
 - ◆地域のつながりの希薄化
 - ◆共働き家庭の増加
 - ◆多くの待機児童の存在
 - ◆児童虐待の深刻化
 - ◆兄弟姉妹の数の減少 など

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

子ども・子育て支援とは

前提 ☞ “父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する、

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。



より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現

- **乳児期**における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、**幼児期**における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法（第61条第1項）において、市町村が定めることを規定しています。

基本指針に即して

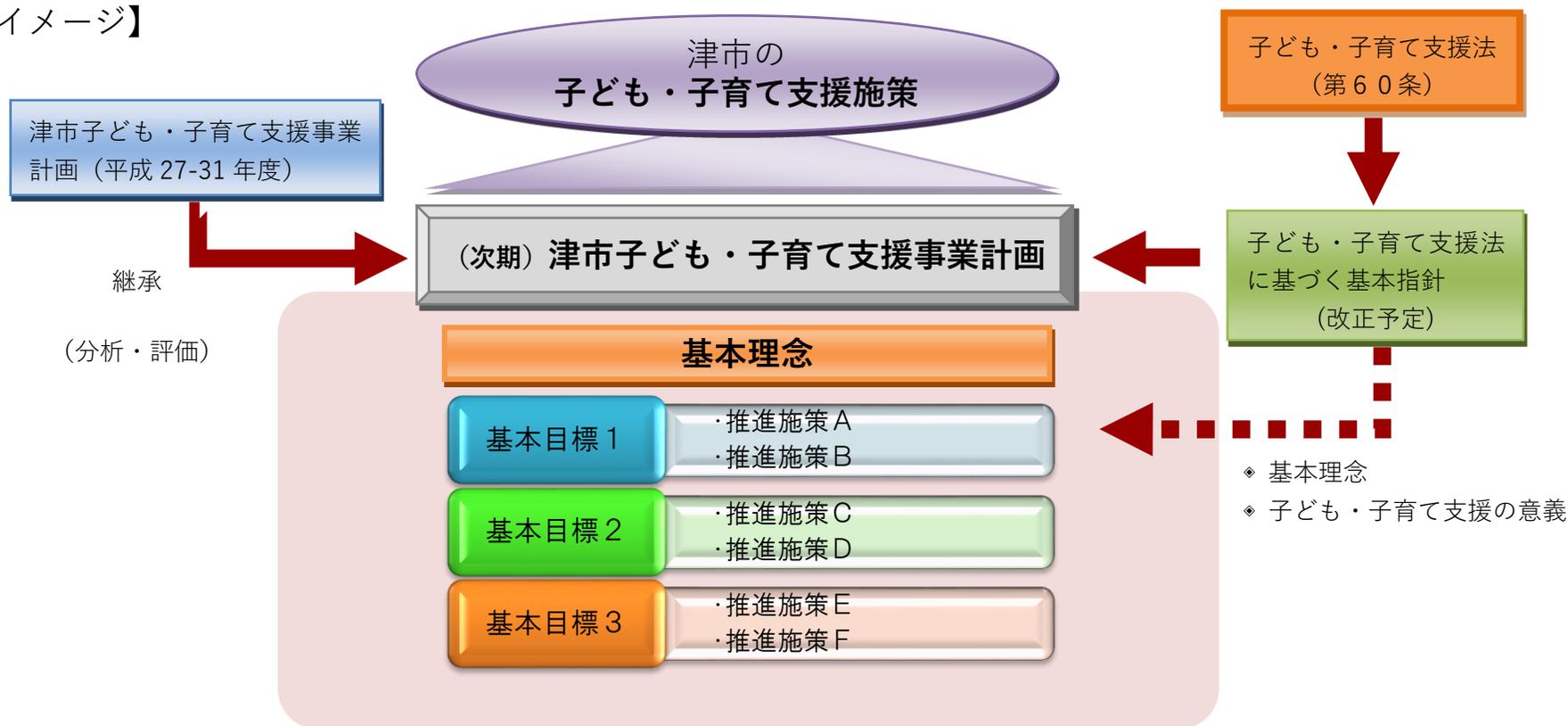
5年を一期として



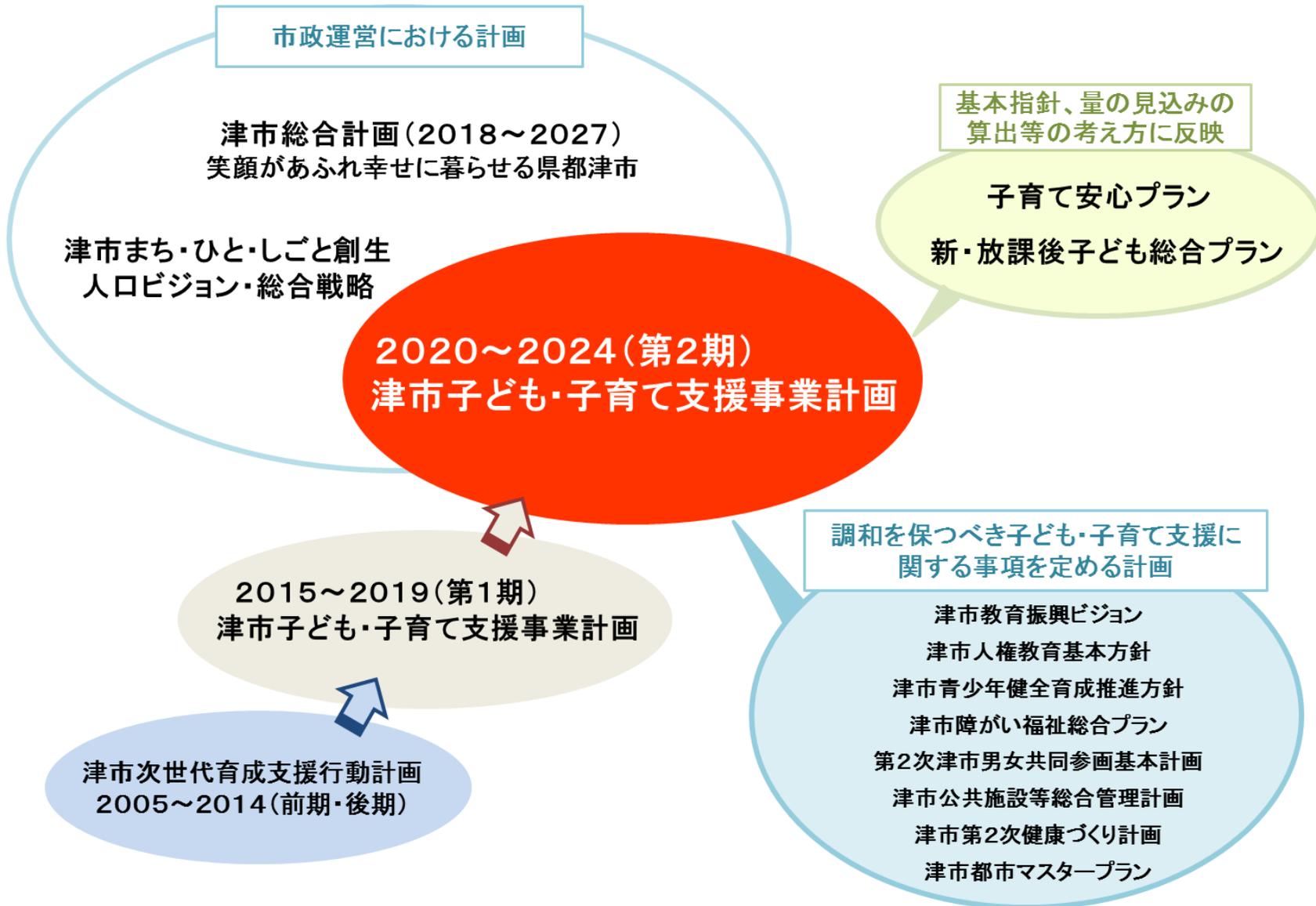
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について

- 提供体制の確保
- 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施

【イメージ】



津市子ども子育て支援事業計画の位置づけ、他の計画との関わり



■ 『基本理念』 について

『基本理念』については、現「津市子ども・子育て支援事業計画」や、上位計画である「津市総合計画」の理念等を参考にして、津市の子ども・子育て支援事業計画にふさわしい理念を設定します。

津市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもの輝きが未来につながるまち・津

生き活きとした子どもの笑顔は、まわりの人を幸せにします。

子どもは地域にとって宝であり、次世代の社会の担い手です。子どもの力を信じ、主体性を重んじた子育て・子育てにより、たくましく成長することが、津市の明るい将来につながります。

子どもが健やかに育ち、子どもの輝きが親たちに喜びと生きがいにあたえ、地域に輝かしい未来をもたらすことを目指して基本理念を設定しました。

津市総合計画 基本構想 望ましいまちの姿

市民がそれぞれの幸せを実感し、
心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち

津市総合計画
第2次基本計画 将来像
**笑顔があふれ
幸せに暮らせる県都 津市**
～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～



(次期) 津市子ども・子育て支援事業計画